

議第 3 号議案

ふじみ野市議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 112 条及びふじみ野市議会会議規則（平成 17 年ふじみ野市議会規則第 1 号）第 14 条第 1 項の規定により提出します。

令和 7 年 9 月 1 日

提出者 ふじみ野市議会議員
坪 田 敏 孝

賛成者 ふじみ野市議会議員
原 田 雄 一
鈴 木 啓太郎

ふじみ野市議会
議長 加 藤 恵 一 様

提案理由

議会運営に関する意思形成を含む議論について、市民の「知る権利」を保障し、議会の説明責任を果たすために、ふじみ野市議会委員会条例を改正することが必要と考えるので、議案として提案します。

ふじみ野市議会委員会条例の一部を改正する条例

ふじみ野市議会委員会条例（平成１７年ふじみ野市条例第１５９号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項に後段として次のように加え、次の各号を加える。

議会運営委員会は、次に掲げる事項に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。他の機関が、次に掲げる事項を調査し、議案、請願等を審査することはできない。

- （１）議会の運営に関する事項
- （２）議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
- （３）議長の諮問に関する事項

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

ふじみ野市議会委員会条例新旧対照表

改正案	現行
（議会運営委員会の設置） 第 4 条 議会に議会運営委員会を置く。<u>議会運営委員会は、次に掲げる事項に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。他の機関が、次に掲げる事項を調査し、議案、請願等を審査することはできない。</u> <u>(1) 議会の運営に関する事項</u> <u>(2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項</u> <u>(3) 議長の諮問に関する事項</u> 2・3 （略）	（議会運営委員会の設置） 第 4 条 議会に議会運営委員会を置く。 2・3 （略）